# 一 般 競 争 入 札 実 施 に 関 す る 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年 9 月 27 日

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長　　渡辺　輝生

1　競争入札に関する事項

件　　名　　モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達
委託内容　　仕様書等による

2　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「　物品の販売　」の「Ｂ」「Ｃ」又は「Ｄ」等級に格付けされている者。
（2）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
（3）支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中ではない者。
（4）経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。
（5）商法その他の法令の規定に違反した営業を行なった者ではないこと。
（6）資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではないこと。
（7）労働保険加入義務があるにもかかわらず、加入をしない者ではないこと。
（8）労働保険料の滞納があり、指導に応じず、現在も滞納がある者ではないこと。

3　電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムにより執行する。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官へ書面による申出の上、紙入札方式（以下：紙入札）で参加することができる。

4　代理人をもって入札する場合

委任状が必要（未提出業者のみ）であり、入札参加申し込みまでには当局へ提出すること。

5　入札関係書類

（1）配付方法　　福岡労働局ホームページからダウンロードが可能。
（2）配布期間　　本公告の日から　平成24年10月10日(水)　まで。
（3）参加申込書（証明書等）
　①　紙入札の場合の提出　　郵送または持参して下記12に提出すること。
　②　提出期限　　平成24年10月10日(水)　10時00分まで
（4）入札書
　①　紙入札の場合の提出　　書留郵便または持参して下記12に提出すること。
　②　提出期限　　平成24年10月11日(木)　10時00分まで

6　入札説明会

平成24年10月9日(火)　まで随時実施する。（詳細は入札説明書を参照のこと。）

7　競争執行の日時及び場所

（1）開札実施年月日時刻　　平成24年10月11日(木)　10時30分から
（2）開札実施場所　　福岡労働局　労働第二会議室(福岡合同庁舎新館５階)

8　入札保証金に関する事項　　免除

9　契約の手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

10　契約書作成の要否　　要

11　入札の無効

競争参加者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12　入札関係書類に関する問合せ先

〒812-0013　福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号福岡合同庁舎新館５階
福岡労働局総務部　総務課　会計第三係
TEL：092-411-4745　　FAX：092-473-0736

13　その他

入札参加者は、入札説明書及び入札心得等を熟読し、内容承認のうえ参加すること。

# 入　札　説　明　書

モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達の入札等については、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）、その他関係法令及び福岡労働局入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長　　渡辺　輝生

２　競争入札に付する事項

（１）件名

モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達

（２）委託内容等

別添『仕様書』による。

（３）契約履行期限等

別添『仕様書』による。

（４）契約履行場所

別添『仕様書』による。

（５）入札方法

最低価格落札方式による。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

①　入札者は、仕様書等に示す業務に係る経費のほか、契約履行に要する一切の諸経費を含めた入札金額を見積るものとする。

なお、入札金額の内訳を、別添「入札金額内訳書」に記入して「入札書」と併せて提出すること。（提出方法は、下記６及び福岡労働局入札心得を参照すること。）

②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）入札保証金及び契約保証金

免除する。

（７）その他の事項

本案件は、電子入札システムにより執行する。

ただし、特段の事情がある者は、書面（別添「紙入札方式による参加にかかる理由書」参照）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）を行うことができる。

３　競争参加資格

（１）平成22・23・24年年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「　物品の販売　」の「Ｂ」「Ｃ」又は「Ｄ」等級に格付けされている者。

（２）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

（３）支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中ではない者。

（４）経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。

（５）商法その他の法令の規定に違反した営業を行なった者ではないこと。

（６）資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではないこと。

（７）労働保険加入義務があるにもかかわらず、加入をしない者ではないこと。

（８）労働保険料の滞納があり、指導に応じず、現在も滞納がある者ではないこと。

４　契約条項を示す場所等

（１）契約書作成の要否　　要

（２）契約条項を示す場所　　別添「契約書（案）」のとおり、福岡労働局ホームページ（URL：http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp）からダウンロード可能。

5　参加申込書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札への参加を認めない。

（１）提出期限

平成24年10月10日（水）　10時00分まで

（２）提出場所

〒812-0013　福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号福岡合同庁舎新館５階
福岡労働局総務部　総務課　会計第三係
TEL：092-411-4745　　FAX：092-473-0736

（３）提出書類及び方法

①　共通事項

福岡労働局ホームページから当該「入札説明書」等をダウンロードした場合は、事前に必ず別添**『入札関係書類受領書』**を提出すること。（ＦＡＸによる提出可。）

②　電子入札システムによる場合

| 提出書類 | 提出方法 |
|---|---|
| ・一般競争入札参加申込書（電子入札業者用）<br>※　押印のないものは無効とする。<br>・一般競争参加資格審査結果通知書（写）<br>・誓約書<br>・仕様内容証明書<br>※　カタログ等を添付すること。 | スキャナ等により電子データ化したものを電子入札システムにより送信すること。 |
| ・委任状（電子・紙入札業者共通）<br>※　該当者のみ（「入札心得」を参照。） | 持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。 |

③　紙入札による場合

| 提出書類 | 提出方法 |
|---|---|
| ・一般競争入札参加申込書（紙入札業者用）<br>※　押印のないものは無効とする。<br>・一般競争参加資格審査結果通知書（写）<br>・誓約書<br>・仕様内容証明書<br>※　カタログ等を添付すること。<br>・委任状（電子・紙入札業者共通）<br>※　該当者のみ（「入札心得」を参照。）<br>・紙入札方式による参加にかかる理由書 | 持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。 |

④　その他

上記②、③の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

6　入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。

（１）提出期限

平成24年10月11日（木）　10時00分まで

（２）提出場所

上記５（２）に同じ。

（３）提出書類及び方法

①　電子入札システムによる場合

| 提出書類 | 提出方法 |
|---|---|
| ・入札書<br>※　書面による提出不要<br>・入札金額内訳書 | スキャナ等により電子データ化した「入札金額内訳書」を添付して、電子入札システムにより入札金額を送信すること。 |

②　紙入札による場合

| 提出書類 | 提出方法 |
|---|---|
| ・入札書<br>・入札金額内訳書 | 持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。 |

※　入札書は、封筒に入れ継ぎ目には封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官福岡労働局総務部長殿と記載）及び「平成〇年〇月〇日開札［入札件名］」と記入すること。

※　入札金額内訳書は、「入札書」と「入札金額内訳書」を、ホッチキス止め等により一体化させたものとし、継ぎ目に割印を押印すること。

７　開札日時及び場所

（１）開札日時

平成24年10月11日(木)　　10時30分から

（２）開札場所

福岡労働局　労働第二会議室

福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号福岡合同庁舎新館５階

８　入札説明会

以下のとおり、入札説明会を　平成24年10月9日(火)　まで随時実施する。（任意参加とする。）

（１）申込方法及び実施日時

入札説明会への参加を希望する者は、　平成24年10月9日(火)　12時までに下記９（４）へ参加の意思を、別添『入札関係書類受領書』に記入して示すこと。

なお、実施日時は、希望どおりにならない場合があるので了承すること。

（２）場所

福岡労働局総務部総務課

９　入札に関する質問の受付

この入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、以下に従い随時受付けることとする。

文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までには疑義等を全て解消しておくこと。

（１）質問方法

『入札関係書類受領書』の備考欄に記入する等の方法により、原則として書面（任意様式）により行うこととする（ＦＡＸ可）。なお、簡易な質問については、電話により行うことも可能とする。

（２）期限

上記６（１）に示す「入札書等提出期限」の前開庁日の午前１０時までとする。

（３）回答

質問に対する回答は、上記６（１）に示す「入札書等提出期限」の前開庁日の午後４時までに行う。

なお、重要な質問については、『入札関係書類受領書』を提出した全業者にＦＡＸにより回答することとする。

（４）問合せ先

福岡労働局総務部　総務課　会計第三係

TEL：092-411-4745　　FAX：092-473-0736

# 福 岡 労 働 局 入 札 心 得

1　趣旨

福岡労働局の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2　入札説明書等

（1）入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。

（2）入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（3）入札者は、入札後、（1）の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3　入札保証金及び契約保証金

厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4　電子入札システム

入札説明書において「電子入札システムにより執行する」と指定されている入札は、厚生労働省が定める「電子入札による入札執行運用基準」に基づき運用することとする。

ただし、特段の事情がある者は、書面（別添「紙入札方式による参加にかかる理由書」参照）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札方式」という。）を行うことができる。

5　入札への参加

入札への参加にあたっては、入札説明書等に示す所定の書類（参加申込書等）を各種提出期限までに提出しなければならない。

6　入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

7　入札書等の提出

（1）電子入札システムによる場合

入札説明書に示す入札書提出期限までに、同システムに定める手続きに従い提出すること。

入札説明書において「『入札金額内訳書』又は『入札書別紙』を添付する」と指定されている入札は、スキャナ等により電子データ化したものを添付すること。

（2）紙入札方式による場合

入札説明書に示す入札書提出期限までに持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

書面による入札書は、封筒に入れ継ぎ目には封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官福岡労働局総務部長殿と記載）及び「平成〇年〇月〇日開札［入札件名］と記入すること。

入札説明書において「『入札金額内訳書』又は『入札書別紙』を添付する」と指定されている入札は、入札書とホッチキス止め等により一体化させたものとし、継ぎ目に割印を押印すること。

8　入札書の提出等にかかる委任

（1）代理人により入札書の提出等を行う場合は、別添「委任状（電子・紙入札業者共通）」（以下「委任状」という。）のとおり所定の様式を使用しなければならない。

また、委任期間については入札参加資格（全省庁統一資格）の有効期限を限度とする。

なお、代理人が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

（2）入札参加資格の有効期限内において、初めて代理人が入札書の提出等を行う場合は、参加する案件の入札説明書に示す参加申込書等提出期限までに、持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を提出しなければならない。

（3）委任内容に変更が生じた場合は、速やかに持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を再度提出しなければならない。

（4）入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（5）復代理人への委任及び個別案件による委任は認めない。

9　入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

①　競争に参加する資格を有しない者による入札

②　指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

③　委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札

④　書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

⑤　金額を訂正した入札

⑥　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑦　入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札

⑧　明らかに連合によると認められる入札

⑨　同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札

⑩　入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札

⑪　入札書の提出期限までに到着しない入札

⑫　誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった入札

⑬　その他入札に関する条件に違反した入札

10　入札の延期等

入札参加者が連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがある。

11　開札の方法

（１）開札は、原則として入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。

（２）電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。

（３）入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は年間委任状を提示しなければならない。

（４）入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

（５）入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

（６）開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やか（２営業日以内）に行い、執行回数は、２回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定を適用する。

12　落札者となるべき者が２者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定する。

13　落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14　契約書の提出等

落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

15　契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

16　入札結果（契約情報）の公表

（１）電子入札システムにより執行した案件については、入札結果を落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。

（２）一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者名及び契約金額等を福岡労働局ホームページに公表する。

# （参考）予算決算及び会計令

## 第２節　一般競争契約

第１款　一般競争参加者の資格（第70条～第73条）
第２款　公告及び競争　　（第74条～第82条）
第３款　落札者の決定等　　（第83条～第93条）

### 第１款　一般競争参加の資格

（一般競争入札に参加させることができない者）

第70条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
《改正》平12政037

※　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（一般競争入札に参加させないことができる者）

第71条

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

１　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

２　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

３　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

４　監督又は検査の実施にあたり職員の職務執行を妨げた者。

５　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

６　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

２　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

# 入 札 関 係 書 類 受 領 書（電子入札・紙入札共通）

## 【 Ｆ Ａ Ｘ 送 信 票 】

福岡労働局総務部　総務課　会計第三係　行
（ＦＡＸ番号　０９２－４７３－０７３６）

| | | |
|---|---|---|
| 入 札 件 名 | モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達 | |
| 参加入札方式<br>（いづれかに○） | 電子入札システム | 紙入札 |
| 受　領　日<br>（ダウンロード日） | | |
| 会　社　名 | | |
| 担 当 者 名 | | |
| 担当者電話番号 | | |
| 担当者ＦＡＸ番号 | | |
| 入札説明会<br>への参加希望<br>（いづれかに○） | 希望する<br>日時の希望は　無　有（　月　日　時から） | 希望しない |
| 備　　考<br>（質問事項） | | |

※　入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、本票に記載のうえ、上記ＦＡＸ番号へ必ず送信して下さい。

※　急な仕様の変更等をダウンロードした業者様にご連絡する際に使用します。

# 一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書（電 子 入 札 業 者 用）

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により、申込致します。

記

1　件名　　モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達

2　競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

（1）平成22・23・24年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級
「　物品の販売　」　（　　）等級

（2）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。
はい　・　いいえ

（3）支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中ではない。
はい　・　いいえ

（4）経営状態が著しく不健全であると認められるものではない。
はい　・　いいえ

（5）商法その他の法令の規定に違反した営業を行なったものではない。
はい　・　いいえ

（6）資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない。
はい　・　いいえ

（7）労働保険加入義務があるにもかかわらず、加入をしないものではない。
はい　・　いいえ

（8）労働保険料の滞納があり、指導に応じず、現在も滞納があるものではない。
はい　・　いいえ

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名　　印

※　初めて代理人（ＩＣカード取得者氏名が代表者氏名と異なる場合）にて参加する場合には、『委任状（電子・紙入札業者共通）』を紙媒体（押印したもの）で提出すること。

# 委 任 状（電 子・紙 入 札 業 者 共 通）

受　任　者

所在地

商号又は名称

代理人氏名　　印

私は、上記の者を代理人と定め、

物品の製造・物品の販売・役務の提供等について、下記事項の権限を委任します。

委　任　期　間　　平成　　年　　月　　日から

平成　　年　　月　　日まで

委　任　事　項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について
- 契約締結について
- 代金の請求及び受領について
- 保証金の納付並びに還付の請求及び受領について

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名　　印

※　代理人ＩＣカード取得者の企業情報登録画面を印刷したものを本紙に添付すること。

# 一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書（紙 入 札 業 者 用）

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により、申込致します。

記

1　件名　　モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達

2　競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

（1）平成22・23・24年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級

「　物品の販売　」　（　　）等級

（2）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。　はい　・　いいえ

（3）支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中ではない。　はい　・　いいえ

（4）経営状態が著しく不健全であると認められるものではない。　はい　・　いいえ

（5）商法その他の法令の規定に違反した営業を行なったものではない。　はい　・　いいえ

（6）資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない。

はい　・　いいえ

（7）労働保険加入義務があるにもかかわらず、加入をしないものではない。　はい　・　いいえ

（8）労働保険料の滞納があり、指導に応じず、現在も滞納があるものではない。

はい　・　いいえ

（9）紙入札業者情報

| | |
|---|---|
| 1　事業所名 | |
| 2　所在地・郵便番号 | 〒 |
| 3　代表者名 | |
| 4　代表者役職 | |
| 5　代表者電話番号 | |
| 6　代表者FAX番号 | |
| 7　担当者所属名称 | |
| 8　担当者名 | |
| 9　担当者所属住所等 | 〒 |
| 10　担当者電話番号 | |
| 11　担当者FAX番号 | |
| 12　担当者メールアドレス | |

※　1から12まで、必ず空欄の無いよう記入すること。

※　初めて代理人にて参加する場合には『委任状（電子・紙入札業者共通）』を添付すること。

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

　福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名　　印

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名　　印

# 紙入札方式による参加にかかる理由書

貴局発注の、下記の入札案件について、電子入札システムを利用しての入札に参加できないので紙入札方式での参加を希望致します。

１　入札案件名

モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達

２　電子入札システムでの参加ができない理由

# 入　札　書　（紙入札業者用）

入札金額　￥

（消費税及び地方消費税は含まない。）

【件名】

モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達

福岡労働局入札心得を承諾のうえ入札します。

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長　殿

所　在　地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名　　印

# 入 札 金 額 内 訳 書

（ 件 名 ）
モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達

| 品　名 | メーカー | 型番 | 単　価 | 数量 | 単位 | 金　額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| モバイルパソコン | | | 円 | 25 | 台 | 円 |
| モバイルプリンタ | | | 円 | 25 | 台 | 円 |
| モバイルプリンタ<br>インクカートリッジブラック | | | 円 | | 個 | 円 |
| モバイルプリンタ<br>インクカートリッジカラー | | | 円 | | 個 | 円 |
| O.Aバック | | | 円 | 25 | 個 | 円 |
| 大判プリンタ | | | 円 | 5 | 台 | 円 |
| 大判プリンタ<br>インクカートリッジ（　　） | | | 円 | | 個 | 円 |
| 大判プリンタ<br>インクカートリッジ（　　） | | | 円 | | 個 | 円 |
| 大判プリンタ<br>インクカートリッジ（　　） | | | 円 | | 個 | 円 |
| 大判プリンタ<br>インクカートリッジ（　　） | | | 円 | | 個 | 円 |
| 大判プリンタ<br>インクカートリッジ（　　） | | | 円 | | 個 | 円 |
| 大判プリンタ<br>メンテナンスタンク | | | 円 | | 個 | 円 |
| 大判プリンタ<br>ロール紙 | | | 円 | 58 | 本 | 円 |
| 搬入設置費 | | | 円 | | | 円 |
| 大判プリンタ移設費 | | | 円 | | | 円 |
| | | | 円 | | | 円 |
| | | | 円 | | | 円 |
| | | | 円 | | | 円 |
| | | | 円 | | | 円 |
| 合計（入札金額） | | | | | | 円 |

**※　消費税及び地方消費税は含めない。**

**※　仕様を満たすためのオプション品等がある場合は、余白に記入すること。**

支出負担行為担当官
　　福岡労働局総務部長　殿

所在地
商号又は名称
代表者又は代理人氏名　　印

# 誓約書

□　私
□　当社
は、 下記１及び２のいずれにも該当しません。 また、 将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者
(1)　法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者
(1)　暴力的な要求行為を行う者
(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

平成　　年　　月　　日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名　　印

※個人の場合は生年月日を記載すること。
※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

# 共　通　仕　様　書

１　件名

モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達

２　調達品目及び数量

別添『仕様書１～４』及び『納入先一覧表』のとおり。

３　納入期限

平成２４年１１月１６日（金）

**可能な限り早急に履行すること。**

４　納入場所

別添『納入先一覧表』及び『納入先住所一覧表』のとおり。

５　仕様

（１）別添『仕様書１～４』のとおり。

（２）納入する物品は新品であるとともに使用できる状態で納品すること。

（３） 組み立て及び取り付け等が必要な物品については、適切な処理を行ない、即使用できる状態にて納入すること。

（４）推奨品以外の物品で入札に参加する場合は、推奨品と同等以上の物品であれば可能とするが、物品の品名・型番等、仕様内容を具備した申請書（※任意様式）を作成し、カタログ等内容が確認できる書類を添付して『支出負担行為担当官　福岡労働局総務部長』あてに『入札参加申込書』の提出期限の５日前までに提出すること。なお、仕様書に『仕様内容証明書』の提出を要件としているものについては申請書の提出は不要とする。

（５）詳細な設置場所、組み合わせ方は、現地担当者と十分打ち合わせを行うこと。

６　その他留意事項

（１）納入日時については各担当者と協議の上決定することとし、決定した後は納入日時を契約担当部署に通知すること。

　なお、納入官署の状況によっては業務時間中は納入作業が困難な場合があるため、業務終了後又は土曜日・日曜日の作業となる場合もあることを了承すること。

（２）作業終了後は各担当者に確認を取り、了承を得ること。
（３）搬入の際は搬入経路について各担当者と詳細な打ち合わせを行い、必要に応じて養生等を行うこと
（４）納入時において、施設及び既設機器等を毀損しないよう、また危険、火災、盗難等の自己防止には万全の注意を払い、事故回避のため必要な安全対策をとること。万一事故が発生した場合は全て契約業者の負担において原状回復及び修理を行うこととする。
（５）本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。
（６）落札業者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

７　アフターケア
（１）障害発生時の窓口は落札業者に一本化し、誠意を持って迅速に対応すること。
（２）納入物品に関し物品引渡しの日から１年以内に発見された瑕疵にかかる修理または取替の諸費用は落札業者が負担すること。
（３）物品引渡しの日から１年以内に生じた不具合に対しては、対応した日付、対応者、持ち込み先メーカー、原因、処置内容がわかる報告書を入札担当者及び不具合が生じた部署あて提出すること。

８　代金の請求及び支払いについて
（１）当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
（２）『請求書』の宛名は「支出官　福岡労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
（３）当方の支払いは、適法な請求書を受理後、30 日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。
（４）代金の請求（請求書の提出）は、契約内容をすべて履行した後、遅滞なく以下の担当部署に行うこととし、請求書の記載内容及び方法等を確認すること。

※『請求書』の担当部署
福岡労働局総務部総務課会計第一係
電話０９２－４１１－４７４３

10　入札担当者

〒８１２－００１３

福岡市博多区博多駅東２－１１－１　福岡合同庁舎新館５階

福岡労働局総務部総務課会計第三係　担当：大木（おおき）

電　　話：０９２－４１１－４７４５

ファックス：０９２－４７３－０７３６

# 仕 様 書 1

1 調達品目

モバイルパソコン

2 調達台数

別紙「納入先一覧表」のとおり

3 納入場所

別紙「納入先一覧表」のとおり

4 仕様内容

| | |
|---|---|
| OS | Windows(R) 7 Professional 64ビット正規版を搭載していること |
| CPU | Intel® Core TM i3以上 |
| メモリ | 2GB以上 |
| ハードディスク | 容量:320GB以上 |
| 液晶ディスプレイ | 13．3型ワイド(1366×768ドット以上) |
| 光学ドライブ | DVDスーパーマルチドライブ(外付け不可) |
| 通信機能 | LAN:1000BASE－T／100BASE－TX／10BASE－T |
| アプリケーション | Microsoft® Office Home and Business 2010 |
| 外形寸法 | W330×D230×H40mm程度 |
| 質量 | 2kg程度 |
| 色 | 黒色系もしくは白色系 |
| バッテリー駆動時間 | 10時間以上 |
| インターフェイス | USB2．0以上×3以上、ディスプレイポート(アナログRGB Mini D－SUB15ピン)×1以上、LANコネクタ ×1 |
| 主な付属品 | バッテリーパック、ACアダプター、電源コード、マウス(光学式又はレーザー式)、マウスパッド、取扱説明書、リカバリメディア等 |
| 修理保証 | 納入後1年間は、無償で修理対応すること。 |
| 環境への配慮 | グリーン購入法に適合した物品であること。 |
| その他 | 納入するパソコンの裏面に「納入業者名及び連絡先電話番号」を表示すること。(テプラ等で可) |

5 推奨品

| メーカー | 型番等 |
|---|---|
| ソニー | VAIO SVS1311AJ |
| NEC | LaVie GタイプM GL142 |
| 東芝 | dynabook R732 |

6　仕様内容の確認

調達品目について、仕様内容を満たしているか確認するため、別紙「仕様内容証明書」を「入札参加申込書」の提出期限の5日前までに提出すること。

「仕様内容証明書」にはカタログなど内容を確認できる書類を添付すること。

7　その他

納入業者は、納入の際、上記納入場所の担当者（別紙「納入先住所一覧表」参照）の指示する場所に搬入・設置しセットアップを行うこと。

# 仕 様 書 2

1 調達品目

モバイルプリンタ

2 調達台数

別紙「納入先一覧表」のとおり

3 納入場所

別紙「納入先一覧表」のとおり

4 仕様内容

| | | | |
|---|---|---|---|
| 用紙サイズ | | | A4、A5、B5 |
| 給紙枚数 | | | 普通紙50枚以上 |
| インターフェイス | | | High Speed USB |
| 対応OS | | | Windows7/Vista/XP |
| 本体サイズ | | | W350×D185×H85（mm）以下 |
| 質量 | | | 2．5kg以下 |
| 付属品 | | | セットアップCD－ROM、バッテリーパック、インクタンク一式<br>電源アダプター、電源コード、USBケーブル（1m）、取扱説明書 |
| | インクカートリッジ※1 | キャノン製 | （BCI-19Black・BCI-19Color）各2個を1セットとし計25セット納品すること。 |
| | | HP製 | （C8765HJ・C9363HJ）各1個を1セットとし計25セット納品すること。 |
| 環境への配慮 | | | グリーン購入法に適合した物品であること。 |
| その他 | | | 納入するプリンタの裏面に「納入業者名及び連絡先電話番号」を表示すること。（テプラ等で可） |

**※1：インクカートリッジについては、本体に付属しているものとは別に納入する本体と同一メーカーの物を上記の数量納品すること**

5 推奨品

| メーカー | 型番等 |
|---|---|
| キャノン | PIXUS iP100 |
| HP | Officejet 100 Mobile |

6　仕様内容の確認

調達品目について、仕様内容を満たしているか確認するため、別紙「仕様内容証明書」を「入札参加申込書」の提出期限の5日前までに提出すること。

「仕様内容証明書」にはカタログなど内容を確認できる書類を添付すること。

7　設置

納入業者は、納入の際、上記納入場所の担当者（別紙「納入先住所一覧表」参照）の指示する場所に搬入を行うこと。

# 仕 様 書 3

1　調達品目

O.Aバック

2　調達個数

別紙「納入先一覧表」のとおり

3　納入場所

別紙「納入先一覧表」のとおり

4　仕様内容

| | |
|---|---|
| サイズ | 外寸:W420×D180×H320(mm)程度<br>内寸:大型ルーム・W390×D90×H290(mm)程度<br>内寸:小型ルーム・W390×D60×H290(mm)程度 |
| 質量 | 1500g以下 |
| 材質 | ポリエステル |
| 色 | 黒色系 |
| 付属品 | ショルダーベルト、インナーケース付き |
| その他 | 仕様書1、2で納品するモバイルパソコン・モバイルプリンタの本体及びACアダプター、電源コード等が収納できること |

5　推奨品

| メーカー | 型番等 |
|---|---|
| エレコム | BM－SE04BK |
| サンワサプライ | BAG－MPR1BK |

# 仕 様 書 4

1 調達品目

大判プリンタ

2 調達台数

別紙「納入先一覧表」のとおり

3 納入場所

別紙「納入先一覧表」のとおり

4 仕様内容

| | | | |
|---|---|---|---|
| 印字方式 | | | インクジェット |
| 解像度 | | | 1440dpi×1200dpi以上 |
| インターフェイス | | | High Speed USB<br>100Base－T（X）／10Base－T（ネットワーク対応であること） |
| 紙送り方式 | | | ロール紙（1本装着）及び単票式（手差し） |
| 対応OS | | | Windows®7/Vista/XP |
| 用紙 | | 単票紙 | 用紙幅：210mm～610mm程度 |
| | | ロール紙 | 用紙幅：254mm～610mm程度 |
| 内蔵メモリー | | | 256MB以上 |
| 外形寸法(W×D×H) | | | W950～1400×D650～900×H900～1300（mm）以下 |
| 付属品 | | | インクカートリッジ一式、専用スタンド 、取扱説明書等 |
| | インクカートリッジ<br>※1 | エプソン製 | （ICBK57・ICC57・ICMB57・ICVM57・ICY57）各1個を1セットとし計5セット、PXMT3を10個納品すること。 |
| | | キャノン製 | （PFI102MBK・PFI102BK・PFI102C・PFI102M・PFI102Y）各1個を1セットとし計10セット、MC－16を5個納品すること。 |
| | | HP製 | （C9373A・C9374A・C9371A・C9370A・C9372A・C9403A）各1個を1セットとし計10セット納品すること。 |
| | ロール紙（58本）<br>※1 | エプソン製 | PXMC24R12 |
| | | キャノン製 | LFM－GPH／24／170 |
| | | HP製 | Q1426A |
| 環境への配慮 | | | グリーン購入法に適合した物品であること（ロール紙を除く）。 |
| その他 | | | 納入するプリンタの見やすい箇所に「納入業者名」及び「連絡先電話番号」を表示すること。（テプラ等で可） |

**※1：インクカートリッジ、ロール紙については、本体に付属しているものとは別に<u>納入する本体と同一メーカーの物</u>を上記の数量納品すること**

5 推奨品

| メーカー | 型番等 |
|---|---|
| エプソン | PX－F8000 |
| キャノン | image PROGRAF iPF605L |
| HP | Designjet T790　24inch ePrinter |

6　設置

・各納入場所のパソコン1台とプリンタをLAN接続（職業安定部はUSB接続）し印刷可能な状態とすること。

・プリンタとの接続に必要な部材等についてはすべて落札業者にて準備すること。

・配線及び設定状況等の不明確を理由に契約の変更は行わないので、必要に応じて現地調査等を行い、疑問点は解消しておくこと。

・現地調査を希望する場合は事前に入札担当部署に申し出ること。

・各納入場所の床はすべてOAフロアである。

【新規購入】

・福岡中央公共職業安定所（4階に設置）

設置予定場所には現在使用している機器のLANケーブルがあるため、そのケーブルを使用し印刷できるようにすること。

・小倉公共職業安定所（2階に設置）

設置予定のパソコンとプリンタとの距離は15m程度である。

・久留米公共職業安定所（3階に設置）

設置予定のパソコンとプリンタとの距離は15m程度である。

・飯塚公共職業安定所（1階に設置）

設置予定のパソコンとプリンタとの距離は5m程度である。

・福岡労働局職業安定部職業安定課（6階に設置）

設置予定場所にはパソコンを当方で準備するので、USBで接続し印刷できるようにすること。

【移設】

・福岡南公共職業安定所（2階に設置）

福岡中央公共職業安定所にて現在使用している既存の大判プリンタ（エプソン：PX－7000）を福岡南所へ移設のうえ、印刷可能な状態とすること。なお、設置予定のパソコンとプリンタとの距離は3m程度である。

7　仕様内容の確認

調達品目について、仕様内容を満たしているか確認するため、別紙「仕様内容証明書」を「入札参加申込書」の提出期限の5日前までに提出すること。

「仕様内容証明書」にはカタログなど内容を確認できる書類を添付すること。

8　その他

納入業者は、納入の際、上記納入場所の担当者（別紙「納入先住所一覧表」参照）の指示する場所に搬入・設置すること。

# 納入先一覧表

| 部　　署 | 品　　目 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | モバイルパソコン（台） | モバイルプリンタ（台） | トナー※１ | | Ｏ・Ａバッグ（個） | 大判プリンタ（台） | トナー※２ | | | | | | ロール紙※１（本） |
| | | | | | | | エプソン製 | | キャノン製 | | ＨＰ製 | | |
| | | | キャノン製（セット） | ＨＰ製（セット） | | | インクカートリッジ（セット） | PXMT３（個） | インクカートリッジ（セット） | MC-16（個） | インクカートリッジ（セット） | | |
| 福岡労働局　職業安定部 | | | | | | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | | 10 |
| 福岡中央公共職業安定所 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | | 18 |
| 飯塚公共職業安定所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | | 10 |
| 大牟田公共職業安定所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | |
| 八幡公共職業安定所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | | | | | | | | |
| 久留米公共職業安定所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | | 10 |
| 小倉公共職業安定所 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | | 10 |
| 直方公共職業安定所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | |
| 田川公共職業安定所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | |
| 行橋公共職業安定所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | | |
| 福岡東公共職業安定所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | |
| 八女公共職業安定所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | |
| 朝倉公共職業安定所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | |
| 福岡南公共職業安定所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | |
| 福岡西公共職業安定所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | |
| 合計 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 5 | 5 | 10 | 10 | 5 | 10 | | 58 |

※1
キャノン製インクカートリッジ　（ＢＣＩ-１９Ｂｌａｃｋ・ＢＣＩ-１９Ｃｏｌｏｒ）各２個＝１セット
ＨＰ製インクカートリッジ　（Ｃ８７６５ＨＪ・Ｃ９３６３ＨＪ）各１個＝１セット
**本体に付属しているものとは別に納入する本体と同一メーカーの物を上記の数量納品すること**

※2
エプソン製インクカートリッジ　（ＩＣＢＫ５７・ＩＣＣ５７・ＩＣＭＢ５７・ＩＣＶＭ５７・ＩＣＹ５７）各１個＝１セット
キャノン製インクカートリッジ　（ＰＦＩ１０２ＭＢＫ・ＰＦＩ１０２ＢＫ・ＰＦＩ１０２Ｃ・ＰＦＩ１０２Ｍ・ＰＦＩ１０２Ｙ）各１個＝１セット
ＨＰ製インクカートリッジ　（Ｃ９３７３Ａ・Ｃ９３７４Ａ・Ｃ９３７１Ａ・Ｃ９３７０Ａ・Ｃ９３７２Ａ・Ｃ９４０３Ａ）各１個＝１セット
**インクカートリッジ、ロール紙については、本体に付属しているものとは別に納入する本体と同一メーカーの物を上記の数量納品すること**

# 納入先住所一覧表

| 部署 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 担当者 |
|---|---|---|---|---|
| 福岡労働局　職業安定部 | 812-0013 | 福岡市博多区博多駅東２－１１－１福岡合同庁舎新館６階 | ０９２－４３４－４７４５ | 総務課・原野 |
| 福岡中央公共職業安定所 | 810-8609 | 福岡市中央区赤坂１－６－１９ | ０９２－７１２－８６０９ | 庶務課・森 |
| 飯塚公共職業安定所 | 820-8540 | 飯塚市芳雄町１２－１ | ０９４８－２４－８６０９ | 庶務課・木下 |
| 大牟田公共職業安定所 | 836-0047 | 大牟田市大正町６－２－３ | ０９４４－５３－１５５１ | 庶務課・堤 |
| 八幡公共職業安定所 | 806-8509 | 北九州市八幡西区岸の浦１－５－１０ | ０９３－６２２－５５６６ | 庶務課・吉原 |
| 久留米公共職業安定所 | 830-8505 | 久留米市諏訪野町２４０１ | ０９４２－３５－８６０９ | 庶務課・鐘ヶ江 |
| 小倉公共職業安定所 | 802-8507 | 北九州市小倉北区萩崎町１－１１ | ０９３－９４１－８６０９ | 庶務課・吉本 |
| 直方公共職業安定所 | 822-0002 | 直方市大字頓野３３３４－５ | ０９４９－２２－８６０９ | 庶務課・黒岩 |
| 田川公共職業安定所 | 826-8609 | 田川市弓削田１８４－１ | ０９４７－４４－８６０９ | 庶務課・坂田 |
| 行橋公共職業安定所 | 824-0031 | 行橋市西宮市５－２－４７ | ０９３０－２５－８６０９ | 庶務課・沓脱 |
| 福岡東公共職業安定所 | 813-8609 | 福岡市東区千早６－１－１ | ０９２－６７２－８６０９ | 庶務課・川崎 |
| 八女公共職業安定所 | 834-0023 | 八女市馬場５１４－３ | ０９４３－２３－６１８８ | 管理課・中尾 |
| 朝倉公共職業安定所 | 838-0061 | 朝倉市菩提寺４８０－３ | ０９４６－２２－８６０９ | 管理課・片岡 |
| 福岡南公共職業安定所 | 816-8577 | 春日市春日公園３－２ | ０９２－５１３－８６０９ | 庶務課・森田 |
| 福岡西公共職業安定所 | 819-8552 | 福岡市西区姪浜駅南３－８－１０ | ０９２－８８１－８６０９ | 庶務課・坂山 |

別紙

# 仕様内容証明書（仕様書１モバイルパソコン）

１　件名

モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達

２　仕様内容

| メーカー名 | 型番等 |
|---|---|
| | |

| 項目 | 確認事項 |
|---|---|
| ＣＰＵ | 製品名： |
| メモリ | ＧＢ |
| ハードディスク | ＧＢ |
| 液晶ディスプレイ | 型液晶（　　×　　ドット） |
| ＯＳ | Ｗｉｎｄｏｗｓ7　Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌ 正規版（　　bit）である。 |

以下の確認事項について、「はい」か「いいえ」を〇で囲い回答すること。

| | | |
|---|---|---|
| インターフェイス | ＵＳＢ２．０準拠コネクタ３個以上装備している。 | はい　・　いいえ |
| | ディスプレイポート（アナログＲＧＢ　ＭｉｎｉＤ－ＳＵＢ１５ピン）を装備している。<br>LANコネクタMJ-45を装備している。 | はい　・　いいえ |
| マウス | 光学式又はレーザー式である。 | はい　・　いいえ |
| 通信機能 | 1000BASE－T／100BASE－TX／10BASE－Tに対応している。 | はい　・　いいえ |
| 光学ドライブ | ＤＶＤスーパーマルチドライブを装着している。 | はい　・　いいえ |
| アプリケーション | Microsoft® Office Home and Business 2010<br>をインストールしている。 | はい　・　いいえ |
| バッテリー駆動時間 | 駆動時間が１０時間以上である | はい　・　いいえ |
| 付属品 | リカバリメディアとマウスパッド１枚を付属している。 | はい　・　いいえ |
| 修理保証 | 納入後１年間は、無償で修理対応である。 | はい　・　いいえ |
| グリーン購入法 | グリーン購入法に対応している製品である。 | はい　・　いいえ |

上記のとおり、仕様書の内容を満たしていることを証明します。

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　福岡労働局総務部長　殿

所在地
商号又は名称
代表者又は代理人氏名　　印

別紙

# 仕様内容証明書(仕様書２モバイルプリンタ用)

１　件名

モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達

２　仕様内容

| メーカー名 | 型番等 |
|---|---|
| | |

以下の確認事項について、「はい」か「いいえ」を○で囲い回答すること。

| 項目 | 確認事項 | |
|---|---|---|
| 対応ＯＳ | Ｗｉｎｄｏｗｓ７/Vista/XPに対応可である。 | はい　・　いいえ |
| 給紙可能枚数 | 普通紙50枚以上である。 | はい　・　いいえ |
| 対応用紙 | A4、A5、B5に対応している。 | はい　・　いいえ |
| 本体サイズ、質量 | W350×Ｄ185×Ｈ85㎜以下、2.5㎏以下である。 | はい　・　いいえ |
| 付属品 | バッテリーを付属しており、バッテリー駆動が可能である。 | はい　・　いいえ |
| グリーン購入法 | グリーン購入法に対応している製品である。 | はい　・　いいえ |
| 修理保証 | 納入後1年間は、無償で修理対応である。 | はい　・　いいえ |

上記のとおり、仕様書の内容を満たしていることを証明します。

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　福岡労働局総務部長　殿

所在地
商号又は名称
代表者又は代理人氏名　　印

別紙

# 仕様内容証明書(仕様書４大判プリンタ用)

１　件名

モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達

２　仕様内容

| メーカー名 | 型番等 |
|---|---|
| | |

以下の確認事項について、「はい」か「いいえ」を○で囲い回答すること。

| 項目 | 確認事項 | |
|---|---|---|
| 印字方式 | インクジェット方式である | はい　・　いいえ |
| 解像度 | １４４０dpi×１２００dpi以上である | はい　・　いいえ |
| インターフェイス | High Speed ＵＳＢ対応である | はい　・　いいえ |
| | １００Base－T（X）／１０Base－T対応である | はい　・　いいえ |
| 対応ＯＳ | Ｗｉｎｄｏｗｓ７/Vista/XPに対応可である | はい　・　いいえ |
| 用紙 | 用紙幅６１０ｍｍまで対応可能である | はい　・　いいえ |
| 内蔵メモリー | ２５６ＭＢ以上である | はい　・　いいえ |
| 本体サイズ | Ｗ１４００×Ｄ９００×Ｈ１３００㎜以下である | はい　・　いいえ |
| 付属品 | 専用スタンドを付属している | はい　・　いいえ |
| グリーン購入法 | グリーン購入法に対応している製品である | はい　・　いいえ |
| 修理保証 | 納入後1年間は、無償で修理対応である | はい　・　いいえ |

上記のとおり、仕様書の内容を満たしていることを証明します。

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　福岡労働局総務部長　殿

所在地
商号又は名称
代表者又は代理人氏名　　印

# 契　約　書（案）

発注者　支出負担行為担当官　福岡労働局総務部長　渡辺　輝生（以下「甲」という。）と
受注者　株式会社　○○○○　代表取締役　○○　○○（以下「乙」という。）
とは、双方対等の立場において、次の条項により契約を締結する。

（契約の趣旨）
第１条　モバイルパソコン・モバイルプリンタ及び大判プリンタ等の調達 について、甲と乙は本契約を締結し、別添『仕様書』等に基づき信義に従い誠実に契約を履行するものとする。

（契約金額）
第２条　契約金額は、○，○○○，○○○円（内消費税○○○，○○○円）とする。
2　契約金額の内訳は、別紙『契約金額内訳書』のとおりとする。
3　当該契約完了に要するすべての費用は、乙の負担とする。

（契約保証金）
第３条　甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（契約内容）
第４条　当該調達品目等の資質、構造、形状、寸法等はすべて『仕様書』のとおりとし、納入期限、納入場所及び検査場所は、次の各号のとおりとする。
一　納入期限　　別添『共通仕様書』のとおり。
二　納入場所　　別添『共通仕様書』のとおり。
三　検査場所　　納入場所に同じ。

（検査）
第５条　乙は、給付が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
2　甲は、通知を受けた日から１０日以内に検査を完了し、乙に合否を通知することとする。
3　検査のために必要な人夫及び費用は、すべて乙において負担すること。
4　乙は、第２項の検査に合格しないときは、直ちに当該調達品目等を持ち去ること。もし持ち去らないときは、甲がこれを他所に運搬することができる。この場合において乙はこの費用及びこれに伴う損害を負担すること。

（代金の支払）
第６条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、代金の支払を請求することができる。
2　甲は、前項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して３０日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払わなければならない。
3　甲が、約定期間内に契約金額の支払いが完了しない場合は，期限到来の日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、年３．１％の割合で計算した額の遅延利息を併せて支払わなければならない。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は，約定期間に算入しない
4　前項により計算した遅延利息が１００円未満の場合は，これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に１００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（危険負担）
第７条　当該調達品目等の給付が、甲又は乙の責に帰さない事由により、滅失又は毀損した場合の危険は、第５条第２項に規定する検査完了までは乙が負担し、検査完了後は甲が負担するものとする。

（瑕疵担保）
第８条　当該調達品目等の所有権異動等のあと１年以内にその品目に隠れた瑕疵又は指定に適合していないものを発見したときは、乙は甲の指示に従って品目の取替もしくは、瑕疵の解消又は、甲において算定した金額を損害賠償として支払わなければならない。

（検査の遅延）
第９条　甲がその責に帰すべき事由により、第５条第２項の期間内に検査をしないとき、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ第６条第３項に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

（納入期限の遅延）

第10条　甲は、乙がその責に帰する理由により、第４条第１項第一号の期限内に当該調達品目等を給付できないときは、乙の申請により納入期限の延期を許可することができる。この場合において、原納期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額等（既納部分がある場合は、当該既納部分の代金相当額を控除した額）の１，０００分の１に相当する額の遅延料を徴するものとする。この場合において、甲が第５条第２項に規定する検査に要した日数は、遅延料の徴収日数に算入しないものとする。

2　乙は、天災地変その他正当な理由により第４条第１項第一号の期限内に物品を納入できない場合は、期限内にその理由を記して甲に延期の請求をすることができる。この場合において、甲はその請求を正当と認めたときはこれを許可し、前項の遅延料を免除することができる。

（損害賠償）

第11条　乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

（解除）

第12条　甲は、本契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

一 第４条第１項第一号の期限内に当該調達品目等の給付が完了しないとき。

二 第５条第２項の検査に合格しないとき。

三 乙が完全に本契約を履行する見込がないと認めたとき。

四 乙が本契約の解除を請求し、その理由が正当であると認めたとき。

五 甲が行う検査監督に際し、乙又は代理人、使用人等が係員の職務執行を妨げ、もしくは詐欺その他の不正行為を行ったとき。

（解除に係る違約金）

第13条　乙は、前条第１項の規定により本契約が解除となった場合は、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する金額を甲に納入すること。又、甲に損害を及ぼしたときは、乙は、甲が算定する損害額を賠償しなければならない。

2　甲は、前項の違約金の徴収にあたり、その理由が天災地変その他正当事由に基づくものと認められたときは、これを免除することができる。

（談合等の不正行為に係る解除）

第14条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第15条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第６６条第４項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
四　乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。
五　当該刑の確定において乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
六　乙が甲に対し、独占禁止法等に接触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
2　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
3　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）
第16条　乙が第１３条及び第１５条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
2　前項により計算した遅延利息が１００円未満の場合は，これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に１００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（再委託）
第17条　乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
2　乙は、再委託する場合には、様式１により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が５０万円未満の場合は、この限りでない。
3　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
4　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）
第18条　乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第２項ただし書に該当する場合を除き、様式２の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）
第19条　乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙１の履行体制図を甲に提出しなければならない。
2　乙は、別紙１の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式３により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
一　受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
二　事業参加者の住所の変更のみの場合。
三　契約金額の変更のみの場合。
3　前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（属性要件に基づく契約解除）
第20条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）
第21条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
一　暴力的な要求行為
二　法的な責任を超えた不当な要求行為
三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
四　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
五　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第22条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
2　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）
第23条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
2　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）
第24条　甲は、第２０条、第２１条及び第２３条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
2　乙は、甲が第２０条、第２１条及び第２３条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）
第25条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（紛争等の解決方法）
第26条　本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の証として、本証書２通を作成し双方記名押印のうえ、各自１通を所持するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　　福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長　　渡辺　輝生　　（印）

乙　　（乙の住所）
株式会社　○○○○
代表取締役　　○○　○○　　（印）

様式１

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　　福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名　　印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．委託する相手方の商号又は名称及び住所

２．委託する相手方の業務の範囲

３．委託を行う合理的理由

４．委託する相手方が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式２

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　　福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名　　印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式３

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　　福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名　　印

# 履行体制図変更届出書

契約書第１９条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）

２．変更の内容

３．変更後の体制図

別紙１

# 履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

・各事業参加者の事業名及び住所
・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
・各事業参加者の行う業務の範囲
・業務の分担関係を示すもの